

上下水道だより

下水道使用料の改定について（お知らせ）

下水道施設の老朽化対策を推進するとともに、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため、令和5年4月から下水道使用料を改定いたします（平均改定率約25%）。

下水道事業の経営環境は人口減少等によるサービス需要の減少が見込まれる一方で、下水道未普及地域の解消や施設の老朽化対策を行っていかねばならず、厳しい経営状況が続いていくことが予想されています。

公営企業である下水道事業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としています。しかし、本市の下水道事業は、使用料で賄えない費用を一般会計から補助金という形で赤字補てんをしてもらっています。実際に昨年度は、生活排水等の汚水処理のために約3億4千万円もの補てんを受けました。本来、下水道サービスを受けることができる方の負担によるべき部分を市税で補てんするということは、下水道を利用していない方の税金も下水道事業に投入されたことを意味します。

こうした状況を解消するために、必要な手続を経て、この度令和5年4月から下水道使用料を改定することになりました。下水道使用者の皆様にはご負担をお掛けすることになりますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【改定後の下水道使用料適用時期】

- ① 令和5年3月31日以前から継続使用している方の下水道使用料… 令和5年6月検針分から
 - ② 令和5年4月1日以降に使用を開始した方の下水道使用料… 令和5年4月検針分から
- ※水道料金は変更ありません。

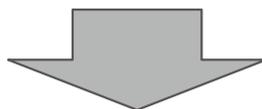
上下水道に関するお問合せは

❑水道の使用開始・中止の届出、水道料金、メーター検針、下水道使用料に関すること	…経営課 料金係	☎048-520-4132
（*水道の使用開始・中止は、市ホームページの電子申請から手続できますのでご利用ください。）		
❑公道上の漏水発見、水質の管理に関すること	…水道課 維持管理係	☎048-520-4135
❑水道事業の基本計画、配水管の工事に関すること	…水道課 施設係	☎048-520-4153
❑水道の新設申し込みに関すること	…水道課 給水係	☎048-520-4136
❑下水道事業の基本計画、受益者負担金に関すること	…下水道課 計画係	☎048-524-1111
❑公共下水道施設の工事に関すること	…下水道課 工事係	☎048-524-1436
❑宅内排水設備工事に関すること	…下水道課 維持管理係	☎048-524-1446

【現行使用料表（1か月につき）】

（消費税等込み）

使用料の区分		排水汚水量	使用料	
			旧熊谷市地区	旧妻沼町地区
一般用	基本使用料（1月につき）	10立方メートルまで	890.4円	1,100円
	従量使用料 （1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	115.2円	110円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分		121円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	130.9円	132円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	146.6円	143円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	162.4円	154円
		200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	178円	176円
		500立方メートルを超え1000立方メートルまでの分	199円	209円
	1000立方メートルを超える分	220円	220円	
公衆浴場用（1立方メートルにつき）			57.5円	—
備考 一般用とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。）用以外をいう。				



【改定後使用料表（1か月につき）】

（消費税等込み）

使用料の区分		排水汚水量	使用料
一般用	基本使用料（1月につき）	10立方メートルまで	1,155円
	従量使用料 （1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	143円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	165円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	187円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	209円
		200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	220円
		500立方メートルを超え1000立方メートルまでの分	253円
		1000立方メートルを超える分	264円
公衆浴場用（1立方メートルにつき）			57.5円
備考 一般用とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。）用以外をいう。			

*これまで2つの料金体系でしたが、改定に合わせて統一料金になりました。

● 下水道使用料の計算方法

（例）2か月で水量50m³使用した場合

① 2か月の水量を2で割る

$$50\text{m}^3 \div 2 = 25\text{m}^3 \rightarrow 25\text{m}^3\text{ずつに分ける}$$

② それぞれの水量の金額を計算する

$$1\text{か月目}(25\text{m}^3) : 1,155\text{円(基本料金)} + 2,145\text{円(従量料金)} = 3,300\text{円}$$

$$2\text{か月目}(25\text{m}^3) : 1,155\text{円(基本料金)} + 2,145\text{円(従量料金)} = 3,300\text{円}$$

③ ②で求めた金額を合計する

$$3,300\text{円}(1\text{か月目}) + 3,300\text{円}(2\text{か月目}) = 6,600\text{円}$$

※ 熊谷市ホームページも併せて御覧ください。

<https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/jogesuido/keiei/oshirase/tgesuidosiyoryokaite.html>



● 平均的な下水道使用量による新旧比較表

(消費税等込み)

世帯人員	2 か 月			
	使用水量	現行使用料 (旧熊谷)	現行使用料 (旧妻沼)	改定使用料
1 人	1 6 m ³	1, 7 8 0 円	2, 2 0 0 円	2, 3 1 0 円
2 人	3 2 m ³	3, 1 6 2 円	3, 5 2 0 円	4, 0 2 6 円
3 人	4 8 m ³	5, 0 0 6 円	5, 3 6 8 円	6, 3 1 4 円
4 人	6 4 m ³	6, 9 1 2 円	7, 3 4 8 円	8, 6 9 0 円

(使用水量：熊谷市汚水排除量認定基準より算出)

● 下水道使用料早見表 (新旧比較)

単位：円 (2か月 消費税等込み)

水量 (m ³)	現 行 (旧熊谷)	現 行 (旧妻沼)	改定後	水量 (m ³)	現 行 (旧熊谷)	現 行 (旧妻沼)	改定後
0 ~ 20	1,780	2,200	2,310	55	5,812	6,215	7,315
21	1,895	2,310	2,453	60	6,388	6,820	8,030
22	2,010	2,420	2,596	65	7,043	7,480	8,855
23	2,125	2,530	2,739	70	7,696	8,140	9,680
24	2,240	2,640	2,882	75	8,351	8,800	10,505
25	2,356	2,750	3,025	80	9,006	9,460	11,330
26	2,472	2,860	3,168	85	9,661	10,120	12,155
27	2,587	2,970	3,311	90	10,314	10,780	12,980
28	2,702	3,080	3,454	95	10,969	11,440	13,805
29	2,817	3,190	3,597	100	11,624	12,100	14,630
30	2,932	3,300	3,740	110	13,090	13,530	16,500
31	3,047	3,410	3,883	120	14,556	14,960	18,370
32	3,162	3,520	4,026	130	16,022	16,390	20,240
33	3,277	3,630	4,169	140	17,488	17,820	22,110
34	3,392	3,740	4,312	150	18,954	19,250	23,980
35	3,508	3,850	4,455	160	20,420	20,680	25,850
36	3,624	3,960	4,598	170	21,886	22,110	27,720
37	3,739	4,070	4,741	180	23,352	23,540	29,590
38	3,854	4,180	4,884	190	24,818	24,970	31,460
39	3,969	4,290	5,027	200	26,284	26,400	33,330
40	4,084	4,400	5,170	250	34,404	34,100	43,780
41	4,199	4,521	5,313	300	42,524	41,800	54,230
42	4,314	4,642	5,456	350	50,644	49,500	64,680
43	4,429	4,763	5,599	400	58,764	57,200	75,130
44	4,544	4,884	5,742	450	67,664	66,000	86,130
45	4,660	5,005	5,885	500	76,564	74,800	97,130
46	4,776	5,126	6,028	600	94,364	92,400	119,130
47	4,891	5,247	6,171	700	112,164	110,000	141,130
48	5,006	5,368	6,314	800	129,964	127,600	163,130
49	5,121	5,489	6,457	900	147,764	145,200	185,130
50	5,236	5,610	6,600	1,000	165,564	162,800	207,130

令和3年度水道事業決算のあらまし

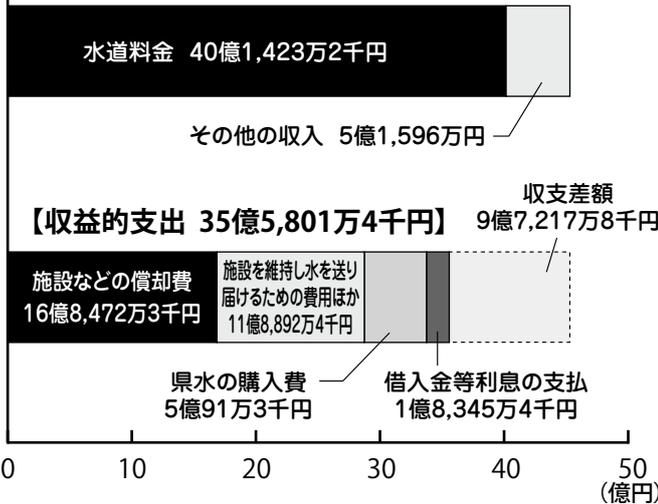
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

財務状況

収益的収支

水道料金などの収入と水道水を送り届けるための支出です。(消費税抜き)

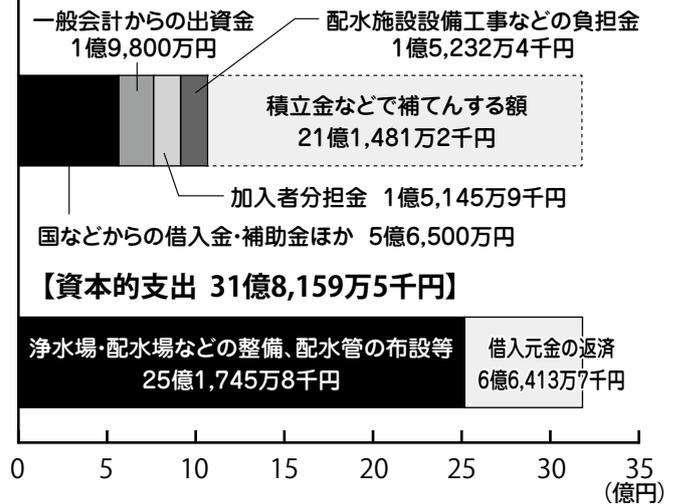
【収益的収入 45億3,019万2千円】



資本的収支

浄水場、配水場や配水管を整備・改良するための収入・支出です。(消費税込み)

【資本的収入 10億6,678万3千円】



令和3年度下水道事業決算のあらまし

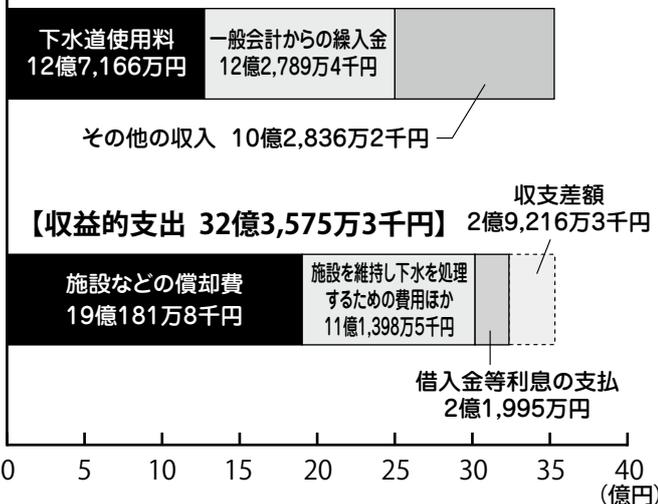
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

財務状況

収益的収支

下水道使用料などの収入と施設を維持し下水を処理するための支出です。(消費税抜き)

【収益的収入 35億2,791万6千円】



資本的収支

管渠の整備・施設の改良をするための収入・支出です。(消費税込み)

【資本的収入 21億3,259万7千円】

